

令和5年3月19日

依 頼 者 様 各 位

行政書士佐藤誠三事務所

行政書士 佐藤誠三

相続人の調査及び相続人の情報に関する書類の作成に係る料金について

標記のことについて、令和4年9月10日施行の細則を下記のとおり改定し、令和5年3月19日以降の業務契約分から適用します。なお、他の法律において制限を受ける業務及び別途定める業務は含まれません。

別紙

1 相続人の調査について

項 目	簡 易 調 査	一 般 調 査
業 務 内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続人を特定するにあたり、一般調査に移行する必要性の有無を確認するための事前調査です。なお、この調査において相続人が特定できた場合、一般調査には移行しません。</li> <li>○ 依頼者様の委任状で請求できる範囲で戸籍等を取得します。</li> <li>○ 戸籍等の請求総数は20通以下です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続人を特定することを目的として行う調査で、戸籍等の請求総数が20通を超えるなど、簡易調査に該当しない場合の取扱いになります。</li> <li>○ 依頼者様の委任状のほか、職権で戸籍等を取得します。</li> <li>○ 相続人を確定させるために必要な戸籍等を請求します。</li> </ul>
基 本 料 金	10,000円	14,000円
加 算 料 金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍等の請求1通あたり1,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍等の請求1通あたり800円</li> <li>○ 職権請求の場合 戸籍等の請求1通あたり1,200円</li> </ul>
料 金 の 調 整 そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職権請求が必要な場合、戸籍等の請求総数が20通以下であっても一般調査へ移行します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 簡易調査から移行した場合 一般調査に係る料金から簡易調査に係る料金分を減額します。</li> </ul>
作 成 書 類	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村役場に提出する戸籍等の請求書類</li> <li>○ 戸籍等を請求するにあたって市区町村役場に提出する家系図などの参考資料</li> <li>○ 戸籍等の請求リスト</li> </ul>	
契 約 維 持 手 数 料 （ 料 金 に 別 途 加 算 ） に 含 ま れ る 諸 経 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依頼者様と面談するために要する旅費交通費</li> <li>○ 市区町村役場に提出する戸籍等の請求に必要な書類の作成料</li> <li>○ 戸籍等の請求のために要する旅費交通費、郵送料、定額小為替の発行手数料</li> <li>※ 旅費交通費については、業務地域内で一定の要件に該当する場合に限りです。</li> </ul>	
料 金 に 含 ま れ ない 物	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市区町村役場に支払う戸籍等の発行手数料（実費を別途請求します）</li> <li>○ その他、料金に含まれるものがないもの</li> </ul>	
当 該 業 務 に 含 ま れ ない 業 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相続関係説明図の作成に関する業務</li> <li>○ 法定相続情報の作成及び法務局への手続に関する業務</li> <li>○ その他、業務内容又は業務契約にない業務</li> </ul>	

2 相続人の情報に関する書類の作成について

項 目		相続関係説明図	法定相続情報一覧図
書類について		単に被相続人と相続人との関係を分かりやすいようにした図面です。これだけでは相続関係を証明する書類として使用することができず、必ず戸籍謄本一式を添付することになります。	法務局が認証文を付与しますので、戸籍謄本一式がなくても相続関係を証明する書類として使用することができます。
業 務 内 容		依頼者様からご提供いただきました戸籍等に基づいて書類を作成します。	依頼者様からご提供いただきました戸籍等に基づいて書類を作成し、法務局にて手続を行います。
基本 料金	簡易	12,000円	18,000円
	標準	20,000円	26,000円
	難易	26,000円	32,000円
	高難易	32,000円	38,000円
加 算 料 金		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍等の請求を要する場合 1通あたり1,600円（職権 2,400円）</li> <li>※ 当事務所に相続人調査を依頼されていない場合</li> </ul>	
料 金 の 調 整		当事務所にて相続人調査を依頼された場合、基本料金の50%を減額します。	
契約維持手数料 （料金に別途加算）に含まれる 諸経費		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 依頼者様との面談など業務のために要する旅費交通費</li> <li>○ 法務局の手続にあたって必要となる書類の作成</li> <li>※ 旅費交通費については、業務地域内で一定の要件に該当する場合に限りです。</li> </ul>	
料金に含まれないもの		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 料金に含まれるものがないもの</li> </ul>	
料金に含まれない業務		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 戸籍等を請求し取得するために要する業務</li> <li>○ 上記の業務に付随して行う相続人調査に関する業務</li> <li>○ その他、業務内容又は業務契約にない業務</li> </ul>	
そ の 他		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 業務依頼にあたり、戸籍等を漏れなくご提供いただきます。なお、必要とする戸籍等が不足している場合、依頼者様の責任においてご準備いただきます。</li> <li>○ 当事務所に依頼される戸籍等の追加請求について、通数が多い場合、当事務所に相続人調査を依頼されたほうが費用が少なく済むことがあります。</li> </ul>	

3 料金計算の原則について

- ① 料金は、被相続人1人に対して行う1業務ごとに計算するものとします。
- ② 料金は税込金額ですが、料金に対して契約維持手数料を別途加算します。

4 料金計算の特例について

- ① 被相続人1人に対して相続関係説明図及び法定相続情報一覧図の2種類を作成した場合の料金について相続関係説明図の基本料金（相続人調査を依頼された場合、基本料金の50%減額の計算を行った後の金額）を50%減額します。

- ② 数次相続など複数の被相続人がいる場合の相続業務に係る料金計算について

ア 相続人の調査に係る料金について

被相続人の人数に関係なく1業務とします。ただし、同じ家系図に表記できることを要件とします。

イ 相続人の情報に関する書類の作成業務について

被相続人ごとに書類を作成する必要がある場合において、被相続人1名分の作成データで他の被相続人の書類を作成することができる場合は、被相続人1名分以外の作成書類は簡易なものに該当するものとみなします。

- ③ これらの特例に該当する場合であっても、当事務所が定める通則又は細則等の趣旨に反する場合については、料金計算は原則どおり行います。